

日本ディスプレイ業団体連合会

構成員企業の皆さまへ

2026年度版 ディスプレイ賠償責任 保険のご案内

日本ディスプレイ業団体連合会構成員企業の皆さま向けの保険です

<適用約款>

賠償責任保険普通保険約款

賠償責任保険追加条項

請負業者特約条項

生産物特約条項

受託者特約条項

ディスプレイ工事に関する追加条項

お申込締切日	2026年2月28日（土）
保険期間	2026年4月1日 午後4時から1年間
契約者	一般社団法人 日本ディスプレイ業団体連合会
加入対象者	日本ディスプレイ業団体連合会の構成員企業
被保険者	①日本ディスプレイ業団体連合会の構成員企業（=記名被保険者） ②記名被保険者の役員および使用人 ③記名被保険者の下請負人 ④記名被保険者の下請負人の役員および使用人 ※②③④は記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象（被保険者）となります（請負業者特約条項・生産物特約条項）。 ※受託者特約条項は②のみ記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象（被保険者）となります。
取扱代理店	株式会社ライフジャパン芙蓉
引受保険会社	損害保険ジャパン株式会社

ディスプレイ賠償責任保険の特長

- 加入対象者は、日本ディスプレイ業団体連合会の構成員企業です。
団体に見合った保険条件を設定することで合理的な保険料になっています。
- 高額な賠償負担を保険でカバーしますので、安心して企業活動に取り組みます。
- 下請業者が起こした事故で、元請である貴社が損害賠償を請求された場合も対応が可能。
※受託者特約条項では下請業者は対象外です。
- 民事訴訟に関する諸費用も補償します。
- 負担いただいた保険料は全額損金処理が可能。
※今後、法改正等により変更になる可能性がありますので税務処理については税理士にご確認ください。

保険金をお支払いする場合

団体保険に加入いただいた企業の皆さまが、製作または行った仕事の結果が原因で、他人の生命や身体を害するような身体障害事故や、他人の物を壊したりするような財物損壊事故が発生し、法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金（自己負担額を設定している場合は、自己負担額を差し引いた額）を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内でお支払いいたします。

※法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払い対象となりません。

お支払いする主な保険金

- 法律上の損害賠償金
 - ＜身体賠償事故の場合＞ 治療費、休業損失、慰謝料 など
 - ＜財物賠償事故の場合＞ 修理費、再調達費用 など※ただし、修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。
 - 被害者に対する応急手当、緊急措置等の費用
 - 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬
- ※事前に損保ジャパンの承認が必要です。

権利保全行使費用

損害防止費用

訴訟費用

協力費用

緊急措置費用

事故対応特別費用

被害者対応費用

その他（追加条項）

保険（補償）期間

保険（補償）期間は、2026年4月1日午後4時から2027年4月1日午後4時までの1年間です。この保険においては、損害賠償請求の時期を問わず、保険期間中に発生した身体賠償事故・財物賠償事故が保険金支払いの対象となります。

したがって、保険期間開始前に作成されたものでも、保険期間中に発生した事故であれば対象となります（ただし、製作完了引渡し後10年以内とします）。

反対に保険期間中に作成されたものでも、保険期間終了後に発生した事故については対象となりません。

※保険契約を毎年継続されることにより解決できます。

補償される主な事故例

<請負業者特約条項>

ディスプレイおよび付帯する工事に起因した偶然な事故によって、他人の身体や財物に損害をあたえたため、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

- 作業中、窓あるいは足場から誤ってものを落下させたため他人をケガ（死亡）させてしまった。
- 作業中、作業員が工具等を誤って飛ばし、ウインドガラス等を破損させてしまった。
- 展示会場で作業中、誤って他社コーナーの製品・資材等を破損させてしまった。
- ディスプレイ製品・資材等の搬入出の際、クライアントの建物・商品等を破損させてしまった。
- 作業中の飛ばした火花が原因で火災を起こしてしまった。

<生産物特約条項>

ディスプレイおよび付帯する工事を引き渡し完了後10年以内に、その工事に起因して他人の身体や財物に損害をあたえてしまったため、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

- 設置したディスプレイ（看板等）が取り付け不完全のため、倒れたり落下したりして他人をケガ（死亡）させてしまった。または、商品等を破損させてしまった。



ケガをさせた



火花が原因で火災

①補償充実プラン（基本+特約）

▶補償充実プランとは

標準プラン（基本のみ・5頁記載）では「補償の対象にならない」次のような財物の損壊事故も特約をセットすることで「補償の対象にする」プランです。

被保険者が直接作業を加えている財物、有償・無償を問わず被保険者が借りているもの、他人から支給された資機材、受託を受けたもの、預かっているもの 等

①基本部分の賠償責任支払限度額（保険金額）

タイプ		1名につき	1事故につき	総保険金額 (生産物特約のみ)
1型	身体	2億円	2億円	2億円
	財物	—	5,000万円	5,000万円
2型	身体	1億円	1億円	1億円
	財物	—	3,000万円	3,000万円
3型	身体	1億円	1億円	1億円
	財物	—	1,000万円	1,000万円

<自己負担額>

身体・財物とも1事故につき5万円です。ただし、同一保険年度において2回目以降は、身体・財物ともに10万円です。

<保険金額>

- ★美術品・貴金属等（第三者が所有するもの）に対する賠償は1点あたりの支払限度額100万円です。
- ★生産物特約条項に基づいて支払われる保険金は、保険期間を通じて上記の保険金額を限度とします。

②特約部分の賠償責任支払限度額（保険金額）

タイプ	直接作業を加えている 財物に対する賠償	借りている物・支給 された資機材の損害		受託している物・ 預かっている物の損害	
	1事故につき	1事故につき	期間中限度額	1事故につき	期間中限度額
1型	5,000万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2型	3,000万円				
3型	1,000万円				

<自己負担額>は1事故につき5万円です。同一保険年度において2回目以降は10万円です。（事故回数は基本部分と合算）

【特約セットにより対象となる具体例】

- 看板補修工事中、看板そのものを損壊
- 展示会場でモニターボックスを製作時、中にあるモニターTVを破損
- ガラスにカッティングシートを貼る際にガラスを破損
- 仕事を遂行するためにリース・レンタル契約で他人から借りていた財物を損壊
- 展示品を展示棚に載せようと運んでいたところ、落下させ損壊
- 展示会場設営時にクライアントから預かって置いておいた展示品を損壊



【特約固有の対象にならない主なケース】

- 正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された物・資機材、リース・レンタル財物の損壊
- 受託を受けたものや預かったものを返却してから30日以上経過後に発見された損害

※本項は充実プランで追加される

- ・作業対象物担保追加条項（請負業者特約条項用）
- ・財物損壊担保追加条項（請負業者特約条項用）
- ・受託者特約条項

の主な項目を掲載したものです。

詳細については、取扱代理店または損保ジャパン営業店まで お問い合わせください。

保険料一覧は次のページをご覧ください！

補償充実プラン保険料（一括払）・保険期間1年

コース	請負金額 (年間売上高)			保険料（円）		
				1型	2型	3型
A	5千万円 未満			94,740	78,140	54,110
B	5千万円 以上	1億円 未満		177,970	144,810	96,700
C	1億円 以上	1億5千万円 未満		261,210	211,450	139,300
D	1億5千万円 以上	2億円 未満		344,360	278,120	181,900
E	2億円 以上	2億5千万円 未満		394,660	318,920	207,140
F	2億5千万円 以上	3億円 未満		444,960	359,820	232,440
G	3億円 以上	3億5千万円 未満		494,110	399,560	257,230
H	3億5千万円 以上	4億円 未満		543,220	439,260	281,970
I	4億円 以上	4億5千万円 未満		592,310	478,960	306,760
J	4億5千万円 以上	5億円 未満		641,420	518,710	331,510
K	5億円 以上	6億円 未満		657,360	531,860	362,130
L	6億円 以上	7億円 未満		715,900	579,820	392,740
M	7億円 以上	8億円 未満		774,410	627,840	423,370
N	8億円 以上	9億円 未満		832,860	675,900	453,980
O	9億円 以上	10億円 未満		891,360	723,860	484,590
P	10億円 以上	15億円 未満		1,140,950	928,680	582,040
Q	15億円 以上	20億円 未満		1,390,530	1,133,490	705,390
R	20億円 以上	25億円 未満		1,630,220	1,328,710	824,420
S	25億円 以上	30億円 未満		1,869,790	1,523,880	943,460
T	30億円 以上	35億円 未満		2,028,910	1,656,230	1,019,380
U	35億円 以上	40億円 未満		2,187,970	1,788,610	1,095,370
V	40億円 以上	45億円 未満		2,347,030	1,921,030	1,171,290
W	45億円 以上	50億円 未満		2,506,160	2,053,340	1,247,220
X	50億円 以上	55億円 未満		2,692,380	2,210,970	1,316,440
Y	55億円 以上	60億円 未満		2,856,100	2,347,770	1,393,130
Z	60億円 以上	65億円 未満		3,021,850	2,486,560	1,470,770

★請負金額65億円以上の場合は別途お見積もりさせていただきますので取扱代理店までご連絡ください。

②標準プラン（基本のみ）

●基本部分の賠償責任支払限度額（保険金額）

タイプ		1名につき	1事故につき	総保険金額 (生産物特約のみ)
1型	身体	2億円	2億円	2億円
	財物	—	5,000万円	5,000万円
2型	身体	1億円	1億円	1億円
	財物	—	3,000万円	3,000万円
3型	身体	1億円	1億円	1億円
	財物	—	1,000万円	1,000万円

<自己負担額>

身体・財物とも1事故につき5万円です。ただし、同一保険年度において2回目以降は、身体・財物ともに10万円です。

<保険金額>

★美術品・貴金属等（第三者が所有するもの）に対する賠償は1点あたりの支払限度額100万円です。

★生産物特約条項に基づいて支払われる保険金は、保険期間を通じて上記の保険金額を限度とします。

標準プラン保険料（一括払）・保険期間1年

コース	請負金額 (年間売上高)		保険料（円）		
			1型	2型	3型
A	5千万円	未満	74,190	57,890	38,710
B	5千万円	1億円 未満	148,370	115,760	77,400
C	1億円	1億5千万円 未満	222,560	173,650	116,100
D	1億5千万円	2億円 未満	296,760	231,520	154,800
E	2億円	2億5千万円 未満	339,460	265,020	176,790
F	2億5千万円	3億円 未満	382,160	298,520	198,790
G	3億円	3億5千万円 未満	424,860	332,010	220,780
H	3億5千万円	4億円 未満	467,570	365,510	242,770
I	4億円	4億5千万円 未満	510,260	399,010	264,760
J	4億5千万円	5億円 未満	552,970	432,510	286,760
K	5億円	6億円 未満	558,610	435,610	312,930
L	6億円	7億円 未満	606,800	473,620	339,090
M	7億円	8億円 未満	655,010	511,640	365,270
N	8億円	9億円 未満	703,210	549,650	391,430
O	9億円	10億円 未満	751,410	587,660	417,590
P	10億円	15億円 未満	960,350	753,030	497,440
Q	15億円	20億円 未満	1,169,280	918,390	603,240
R	20億円	25億円 未満	1,378,220	1,083,760	709,020
S	25億円	30億円 未満	1,587,140	1,249,130	814,810
T	30億円	35億円 未満	1,719,110	1,355,180	879,030
U	35億円	40億円 未満	1,851,070	1,461,260	943,270
V	40億円	45億円 未満	1,983,030	1,567,330	1,007,490
W	45億円	50億円 未満	2,115,010	1,673,390	1,071,720
X	50億円	55億円 未満	2,273,850	1,804,420	1,128,650
Y	55億円	60億円 未満	2,408,270	1,912,770	1,192,200
Z	60億円	65億円 未満	2,542,670	2,021,100	1,255,770

★請負金額65億円以上の場合は別途お見積もりさせていただきますので取扱代理店までご連絡ください。

ご確認ください！

①ご加入プラン

「①補償充実プラン」または「②標準プラン」のいずれかをご選択ください。

②賠償責任支払限度額（保険金額）

①または②の賠償責任補償額表から1型・2型・3型のいずれかをご選択ください。

③保険料算出方法

貴社の昨年度のディスプレイに関する請負金額を、保険料表の請負金額区分（コース）にあてはめ、1型・2型・3型のそれぞれに該当するものが年額保険料です。

<保険料の精算>

ここで算出した保険料は昨年度の請負金額区分を基にしているため**概算保険料**となっています。

保険料算出基礎数字によって保険料を算出する概算保険料方式のご契約については、**保険期間終了後に、確定した保険料算出基礎数字に基づき算出した保険料との差額を確定精算として精算します。確定精算時の精算保険料算出の基礎数字については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。**

④保険（補償）期間

保険（補償）期間は毎年4月1日午後4時から翌年4月1日午後4時までの1年間です。
中途加入は毎月1日にご加入になれますが、保険（補償）期間は次の4月1日までとなります。
※今回募集している契約の終期は2027年4月1日午後4時までです。

⑤お申込方法

- ・加入申込書を取扱代理店へ2月28日（土）必着でご送付ください。
- ・保険料は下記口座へ2月28日（土）までに着金するようお振込みください。
- ・中途加入の場合は加入申込書を取扱代理店へ加入前月の20日必着でご送付ください。
- ・中途加入の場合は保険料を下記口座へ加入前月20日までに着金するようお振込みください。
- ・中途加入保険料は加入する保険期間の前年同時期の請負金額を保険料表にあてはめて算出してください。

⑥送金先

三井住友銀行 東京中央支店 当座預金 口座NO.246764
一般社団法人 日本ディスプレイ業団体連合会

⑦契約証明書

ご加入者各位に発行しますので、大切に保管してください。
なお、3か月を経過しても契約証明書が届かない場合は取扱代理店までお問い合わせください。

保険金をお支払いできない主な場合

次のような場合は、保険金をお支払いできません。

- 被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- 被保険者と世帯を同じくする親族（※1）に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- 記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物（※2）の損壊について、その財物に対し正当な権利を有するものに対して負担する賠償責任
- 排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任
- 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- 原子核反応または原子核の崩壊
- 専門職業人としての業務に起因する賠償責任
- 石綿または石綿を含む製品の有害な特性
- サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害（オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます）
- 日本国外で発生した事故に起因する賠償責任または日本国外で提訴された訴訟による損害
- P F A S に起因する損害（オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます）

など

（※1）親族とは、6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。なお、配偶者には次の者を含みます。

- ・婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ・戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者

（※2）保険金のお支払対象とならない「被保険者が所有、使用または管理する財物」は以下の①～③に限定されています。

- ①被保険者が所有する財物
- ②被保険者が他人から受託している財物（借りている財物、支給された財物、保管している財物などの受託物をいいます。）
- ③被保険者が行う作業の対象物

【特約条項の免責事由（請負業者特約条項の場合）】

- ① 被保険者が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次の事由に起因する賠償責任
 - ア. 土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊
 - イ. 土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物（基礎および付属物を含みます。）、その収容物もしくは土地の損壊
 - ウ. 地下水の増減
- ② 施設の屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ③ 航空機または自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。）の所有、使用または管理（貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。）に起因する賠償責任
- ④ 仕事の終了後(注1)または仕事を放棄した後に、その仕事の結果に起因する賠償責任(注2)
(注1)仕事の目的物の引渡しを要する場合は、引渡し後をいいます。
(注2)被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。
- ⑤ 被保険者の占有を離れ、施設外にある財物に起因する賠償責任
- ⑥ じんあいまたは騒音に起因する賠償責任
- ⑦ 支給財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑧ 次に掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任
 - ア. 記名被保険者の役員または使用人
 - イ. 記名被保険者の下請負人
 - ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人

など

保険金をお支払いできない主な場合（つづき）

【特約条項の免責事由（生産物特約条項の場合）】

- ① 生産物または仕事のかしに基づく生産物（その生産物そのものをいい、その他の部分を含みません。）または仕事の目的物（作業対象となった箇所をいい、その他の部分を含みません。）自体の損壊に対する賠償責任（その生産物もしくはその仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体による賠償責任を含みます。）
- ② 記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ③ 被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任

など

【特約条項の免責事由（受託者特約条項の場合）】

- ① 保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人またはこれらの者の同居の親族が行い、または加担した盗取または詐欺に起因する賠償責任
- ② 被保険者、被保険者の法定代理人または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物が損壊し、または盗取もしくは詐欺されたことに起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ③ 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する受託物が損壊し、または盗取もしくは詐欺されたことに起因する賠償責任
- ④ 受託物の自然の消耗または欠陥、受託物本来の性質（自然発火および自然爆発を含みます。）、ねずみ食いもしくは虫食い等に起因する賠償責任
- ⑤ 給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたは汜らする液体、気体または蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑥ 屋根、樋（とい）、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による受託物の損壊に起因する賠償責任
- ⑦ 受託物が委託者に引き渡された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任
- ⑧ 自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。）、車両（自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）、船舶もしくは航空機が法令に定められた資格を持たない者によって運転もしくは操縦されている間、または酒気帯び状態の者によって運転もしくは操縦されている間に発生した損害に起因する賠償責任

など

ご加入にあたってのご注意

●告知義務（ご契約締結時における注意事項）

- (1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

<告知事項>

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項（注）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。（注）告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ① 記名被保険者（追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。）
- ② 業務内容
- ③ 損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
- ④ その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容
- ⑤ 特別別記載事項の生産物の販売形態欄に記載の事項（生産物特約条項）

●通知義務（ご契約締結後における注意事項）

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）

- (注) 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

- (4) 重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトにご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいても有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

- この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

- ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもパンフレットに記載した内容をお伝えください。

- 保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

電話番号：03-4332-5241（全国共通） おかけ間違いにご注意ください。

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・12/30～1/4は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

■個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。
- また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
- 個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
 - <1> 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - <2> 上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - <3> 損害賠償の請求の内容
2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

万一事故にあわれたら（つづき）

- 示談交渉は必ず損保ジャパンにご相談いただきながらおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。
- 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例	
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票	など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書（写）、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書	など
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面（写）、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、 売上高等営業状況を示す帳簿（写） ②被保険者の身体の傷または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、 源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書	など など
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書（写）、登録事項等証明書	など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書	など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、被害者からの領収書、承諾書	など

- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会
③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査 ④日本国外での調査 ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店、または損保ジャパンの下記窓口までご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】 <受付時間>
24時間365日

0120-727-110

おかけ間違いにご注意ください。

問い合わせ先

【保険契約者】 一般社団法人 日本ディスプレイ業団体連合会

〒104-0031 東京都中央区京橋3-9-4 新京橋ビル9F

TEL：03-5524-3101 FAX：03-3564-6116

【取扱代理店】 株式会社ライフジャパン芙蓉 担当：早船・白井

〒111-0053 東京都台東区浅草橋2-7-1 山口ビル3F

TEL：03-5846-9590 FAX：03-5846-9591
(受付時間：平日の午前10時から午後5時まで)

***** 早船携帯：090-4069-8946 *****

【引受保険会社】 損害保険ジャパン株式会社 東東京支店東東京第二支社 担当：石田

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10 損保ジャパン日本橋ビル3階

TEL：050-3808-5917 FAX：03-3271-0096
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

株式会社ライフジャパン芙蓉
ディスプレイ賠償担当者 行き

FAX 03-5846-9591

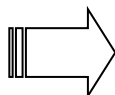
※コピーをとってご使用ください

ディスプレイ賠償責任保険 事故速報

報告日	年 月 日
会社名	
担当者名 (フリガナ)	(部署名)
住所	〒
連絡先	TEL: FAX:
事故発生日時	年 月 日 (午前 / 午後 時ごろ)
事故発生場所	
事故状況 (原因)	
賠償先	
損害額 (概算可)	

※損害物の写真撮影 (場合によっては保存) は必ず行ってください。
修理見積書・損害物写真は後日送付される返信用封筒 (保険会社担当部署行き) にてご送付ください。

連絡先



損保ジャパン代理店 株式会社ライフジャパン芙蓉 担当: 早船・白井
〒111-0053 東京都台東区浅草橋2-7-1 山口ビル3F
TEL:03-5846-9590 FAX:03-5846-9591
※早船携帯: 090-4069-8946